



文部科学省選定

中学生も消費者です

契約トラブルや権利と責任を学ぶ



対象

中学校技術・家庭分野
「身近な消費生活と環境」

上映時間16分 [C#1396]

DVD 69,300円(本体66,000円)

4

くらしの相談課
消費者相談コーナー

消費者相談コーナー



東映株式会社 教育映像部

〒104-8108 東京都中央区銀座3-2-17
<http://www.toei.co.jp/edu/>

企画意図

学習指導要領の改訂に伴い、中学生の消費者教育では、普段の消費生活の中で主体的に判断し、適切な意思決定ができる力を育むことが求められるようになりました。

この作品では「買い物」という中学生の自らの身近な消費行動を通して、消費者であることを自覚し、契約など消費者としての基礎知識、権利と責任について理解を深めることを狙いとします。

内容

物の売り買いは全て「契約」によるものです。したがって、日々の買い物で適切な行動をとるためには契約の基礎知識が大切です。「契約」は買う側の「買いたい」という意思と売る側の「売りたい」という意思が合致した時に成立します。同時にお互い、商品を渡す義務と受け取る権利が生まれます。

商品の販売方法にはお店で直接買う時と販売員が消費者の家などに来て買う方法があります。又、インターネットやカタログによる購入などありますが、直接商品を見たり、店員から商品の説明や情報を確認できないためトラブルになるケースもあります。

悪質業者は社会経験が少なく、警戒心も低い中学生をターゲットに、「無料」「特別」などの言葉で誘うなど様々な方法を使って不当な契約をさせようとしています。もし、「だまされた」と思ってもあきらめてはいけません。解決のための支援制度などがあります。

消費者には、消費者基本法に定められた8つの権利と国際消費者機構が提唱する5つの責任があります。これらの権利と責任を理解することは「中学生も社会における消費者の一人」という自覚につながります。中学生に身近な商品の購入例を通し、権利と責任の意味を具体的にわかりやすく描いています。



プロデューサー・・・鎌田 幸人 撮影・・・松丸 武彦
脚本・監督・・・佐々木利男

監 修・・・東京経済大学 現代法学部教授
弁護士 村 千鶴子

制作協力・・・吉田映像工房

企画・制作・・・東映株式会社 教育映像部

2012年作品

p.

関東営業推進室 東京都中央区銀座3-2-17 〒104-8108 ☎03-3535-3631
関西営業推進室 大阪市北区梅田1-12-6 〒530-0001 ☎06-6345-9026
広島出張所 広島市中区橋本町5-2 〒730-0015 ☎082-511-2066
福岡出張所 福岡市博多区中洲4-3-18 〒810-0801 ☎092-262-3101

●お買い上げは……

(株)オプチカル 販売課 教育映像係
香川県高松市屋島西町2484-8
TEL 087-841-1100
FAX 087-841-1101